

## 2017年2月通常会議 議案と請願に対する討論

2017年3月21日

杉浦 智子

私は日本共産党大津市会議員団を代表し、ただいま議題となっております

[議案第15号](#) 大津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

[議案第17号](#) 大津市敬老祝記念品の贈呈に関する条例を廃止する条例の制定について

[議案第18号](#) 大津市農業委員会部会条例を廃止する条例の制定について

[議案第19号](#) 大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第20号](#) 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第21号](#) 大津市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第22号](#) 大津市一般職職員の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

[議案第23号](#) 大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第24号](#) 大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第25号](#) 大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第26号](#) 大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第27号](#) 大津市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

[議案第32号](#) 大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第34号](#) 工事請負契約の締結について（ごみ処理施設整備工事）

[議案第37号](#) 大津市国土利用計画を定めることについて

[議案第38号](#) 大津市行政改革大綱を定めることについて

ならびに

[請願第1号](#) 安全性が確認されるまで、米軍垂直離着陸輸送機 MV-22 オスプレイの飛行を行わないことを求める旨の意見書を提出することを求めることに関する請願

[請願第2号](#) 国民健康保険料の連続値上げの中止を求めることに関する請願

についての委員長報告に対する反対討論を行います。

まず議案第15号、議案第18号、議案第19号、議案第25号は、関係する議案ですので一括して討論します。これらの議案は、いずれも農業委員会法改正に関わって条例を改正するものです。

今般の農業委員会法改正は、農業委員の選出方法が公選制から市町村長による任命制に変わります。市長の諮問に応じて、農業委員の候補者を選考するための委員会が設置されます。

農業委員は、これまで農民の声を農政の反映させるため、「農家の代表」「農地の番人」として公選制の選挙で選ばれてきました。地域で課題となっている農地の集積や利用調整を進めていく上で、

土地の所有者・利用者相互の理解と協力、信頼関係、合意が不可欠となります。だからこそ地域に居住する耕作者を中心に、自治的な運営に委ねるために公選制をとってきたのです。これが任命制になることによって、恣意的な選任になりかねないことや、行政の下請け機関に変質させられることなどが危惧されます。

また、戦後の家族農業を基本としてきた農政から大規模化へと変容させるために、農家、農民の代表である農業委員の数を半分以上にし、農業委員の要件からは「区域内に住所を有する」ことや「耕作業務を営む」との規定を外しています。そして新たに定める農地利用最適化推進委員には決定権がなく、地域農家、農民の代表機関としての権限が弱められることになるため、本議案には反対をするものです。

次に議案第 17 号についてです。

先の議案第 1 号の討論でも指摘をしていますが、敬老祝い記念品贈呈を廃止して、学区での敬老祝い事業を強化することについては歓迎するものです。これまでも敬老祝い金を記念品に変更した際にも高齢者施策を充実させるとしてきました。高齢者福祉計画や介護保険事業計画に基づく施設整備や、施策を前進させる予算は一定計上されてはいますが、独居や施設入所など様々な状況にある高齢者ひとり一人や、日々の居宅介護を担う家族に寄り添う施策を充実させるべきであり、本議案に反対をするものです。

次に議案第 20 号についてですが、本議案は特定の個人を識別するための番号、いわゆるマイナンバーを利用した行政手続きの事務処理を拡大するための条例改正です。

個人情報保護委員会のまとめによりますと、2016 年上半期だけで、マイナンバー関連の漏洩・紛失は 49 機関 66 件に上り、中でも地方公共団体では 37 件に達していると報告されています。一方、民間事業者での事故の中には、郵便局への運搬中に車両の窓ガラスが割られ盗難というものも発生しており、漏洩や事故などは、システム強化がいくら重ねられても防ぐことは困難であることから、本議案に反対するものです。

次に議案第 21 号、議案第 22 号は関連する議案ですので、一括で討論いたします。

いずれの議案も本市人事・給与構造改革（案）に関わるものです。

市は「職員のモチベーションと昇任意欲を向上させる」ことを名目にして、議案第 22 号を提案していますが、非管理職の給与に加算される超過勤務手当が管理職にはないことから、管理職になったとたん給与が減る「逆転現象」が起きてしまうことを、給与の削減で解消しようとするのは、本末転倒です。

また、職責に応じた処遇に改善するとして、昇任機会の拡大を行うとしていますが、次期行政改革プランではポスト管理の徹底によりポストが増えるとは思えません。こうしたやり方で職員のモチベーションが上がるとは到底考えられません。

そもそも「逆転現象」の原因は、国のいいなりに職員定数の削減を行ってきたことにより、業務量に対する職員の数が足りていないために、超過勤務が増大してきたことにあります。行うべきは、まず職員増と超過勤務を減らすための取り組みです。

議案第 21 号では、職員定数の増が示されてはいるものの、他の同規模自治体と比較しても明らかに職員数が少ない状況です。その分アウトソーシングを進めるとのことですが、アウトソーシング

によって数字上は職員数を足し引きできますが、業務の継続性や連携、管理などの面で、アウトソーシングすることによる業務も確実に増えてくるのです。基本的には業務量に応じた職員配置のための職員増により、市民福祉の向上という自治体本来の役割を果たすべき体制を整えるべきであります。

今回の改正は2つの職員組合と昨年6月から交渉を重ねてきたと聞き及びます。結局、組合の合意がないままに議会に提案されて、地方公務員は労働基本権に制限があり、議会で可決されれば組合との合意がなくても法的に問題はないとしています。賃金や労働条件は労使合意に基づき決定するという当たり前のルールがないがしろにされることは、働く職員の立場に立てば許されないことで、行うべきではありません。

両組合ともに、市民サービスの向上のための持続可能な組織体制の構築は必要なものと認識されており、執行部と職員が一丸となって取り組むことを求めて、両議案に反対します。

次に議案第23号、議案第24号、議案第26号について、これらも関連する議案ですので一括して討論いたします。

議案第23号、議案第24号の臨時的任用職員や嘱託職員の給与アップについては評価するものですが、市民病院の地方独立行政法人化には反対であり、ケアセンターおおつは一旦地方独立行政法人の事業に移行するものの、未だ方向性が定まらないために職員の処遇についても不安定な状態が継続されていることから、いずれの議案にも反対するものです。

次に議案第27号についてですが、地方税法の改正に伴う条例改正です。

今回の改正は、消費税10%への増税を前提にして、昨年、一昨年に続いて黒字大企業や資産家などへの優遇措置を延長するものが含まれており、反対するものです。

次に議案第37号についてです。本議案は、第5次国土利用計画の趣旨に沿って策定された第5次大津市国土利用計画であり、新しい総合計画基本構想の将来都市像の実現を目指しています。

少子高齢化と人口減少社会を見据えて、郊外への市街地の拡大を抑制し、都市の拡大から維持・縮小へ「コンパクト+ネットワーク」で、持続可能なまちの再生を描いています。国が進める「コンパクト+ネットワーク」の考え方は、一定の市街地に「小さな拠点」をつくり、周辺部と交通網で結ぶというもので、新年度からは公共交通網形成計画や立地適正化計画を策定し、ネットワークを強化していくとしています。現実には、移動する手段が減少する一方で、ネットワークを形成していくことは容易なことではありません。結局、「拠点」以外では暮らしにくく、周辺部がいつそう縮小していくと思われま。

集約化ではなく地域の特性を生かしたまちづくりの中で、特に第1次産業をはじめとして、地域でお金が回る仕組みで地域の雇用も創り出し、普通に農業などの1次産業で安心して暮らしていける条件づくりや、土地利用を推進していくことが必要だと考えるものです。

市域のどこに住んでいても安心して住み続けられることを市民は願われていると考えることから、本議案には反対するものです。

次に議案第38号についてです。本議案は大津市行政改革大綱を定め、本市における行政改革の目標や目指すべき方向性を示すとともに、目標達成のための取り組みの方針、推進体制を定めていま

す。

私ども日本共産党大津市議員団は、行政改革すべてを否定するものではありません。無駄使いや不要不急など、市民の目線でチェックして改善を図ることは重要だと考えます。しかし市民生活や地域の現状を多角的に分析もせず、一方的に適正化の名の下に、市民サービスや人件費、公共施設など縮減を図ることにより市民や職員への負担増を招くことは許されません。目標を持ち計画的に進めていくことは必要ですが、市ガス事業の在り方検討や公民館の管理運営をはじめ、アウトソーシングの検討にあたり、実施年度や手法ありきでの事業検討と言わざるを得ない状況になっているのは、成果や数字の結果ばかりを追い求め、そこには市民というサービスを楽しむ対象のことがなおざりにされていると感じるのは私だけでしょうか。行政改革を推進するというのなら、なぜ改革が必要なのか、市民にどのような影響があるのか、その検討の経緯を明らかにして、市民にわかりやすく説明する責任を果たすべきです。

また、国が地方交付税削減目的に「トップランナー方式」の導入で、自治体間の競争をあおり、民間参入を促進させるため、公共施設の「集約化」と併せて「公的サービスの産業化」を推し進め、PPP・PFI手法の活用を優先的に検討するよう押しつけてきていることは承知しています。

2011年以降委託料が年々増加しています。PPP・PFIの導入は、これまでの民営化の検討とは異なり、民営化の可否からコンサルタント会社への委託が始まり、いかに民間の裁量で事業を実施できるのかの意向調査も契約に至る準備作業も任せてしまうという丸投げ方式です。多額の費用を投じるにもかかわらず、民間主導で市の主体性は失っています。職員が検討し事業や施策を作り上げる機会を減らしてしまい、民間のノウハウを生かすとは言うものの、市の事業としてきちんと職員に管理ができるのか、長期にわたる契約もあり、今後災害や事故が発生した際、適切に市が判断して対応していくことができるのか、非常に危惧するものです。

については、自治体本来の役割である住民福祉の向上よりも目先の効率や効果にとらわれ、さらなる公共サービスの民間への開放を進めようとしていることは、公的責任の後退を招くものと考え、反対するものです。

次に請願第1号についてです。昨年末、沖縄県名護市の海岸に米軍機オスプレイが墜落した事故をめぐるのは、沖縄県民の反対の声を無視し、米軍が事故後わずか6日でオスプレイの飛行を再開し、3週間あまりで空中給油訓練を始めた問題で、日本政府が独自の情報を何も持たず、米側の説明をすべてうのみにして「理解」を示していたことが国会で明らかとなりました。未だ墜落・大破した事故の報告書も示されず、安全確認も行われていません。

オスプレイについては、その相次ぐ事故の原因として、重量が重い上に、ヘリコプターの回転翼と飛行機の固定翼機の特徴を兼ね備えていることから、両方の操作技術を必要とされ、操縦の難しさも指摘をされているところです。

この滋賀県でも、2013年に実施された高島市・饗庭野演習場での日米合同訓練において、地元自治体から提出されていた要望事項を無視して、市街地上空を飛行するなど、国民の命の重みと不安がないがしろにされた状態です。

県民や国民の安全よりも「日米同盟」を優先する政府の態度は許せません。直ちに政府として米軍に対し原因究明による安全確認を行い、安全性が確認できるまでは飛行を行わないよう求めるべきであり、本請願への議員各位の賛同をお願いするものです。

よって本請願を不採択とする委員長報告に反対するものです。

次に請願第 2 号についてです。国民健康保険の新年度予算案は 0.3%保険料値上げを見込んだものになっています。所得 200 万円、40 歳夫婦と子ども一人のモデル 3 人世帯で、年 354,260 円の保険料となり、今年度と比較して 1,200 円の増額です。2011 年度の 316,990 円と比較しますと、この 6 年間で 37,270 円、11.8%もの値上げとなります。

国民健康保険の加入者は自営業、無職年金生活者、非正規雇用など所得が低い世帯が多いことが特徴です。近年、格差と貧困の拡大もあり、年を追うごとに国保加入者の低所得化が進んでいます。

制度の構造上の問題があることは承知していますが、市民の命や健康を守る市の立場として、払いたくても払えない保険料を、払える保険料とすることが重要です。社会保障としての国保事業を守り発展させるためにも、2 年連続の保険料の値上げを行わないことを求める本請願への議員各位の賛同をお願いします。

よって本請願を不採択とする委員長報告に反対します。

---

## ※議案第 32 号、34 号については、各委員会で討論

### ◆議案第 32 号について

議案第 32 号は、ガス事業の在り方検討委員会設置に関する議案です。この検討委員会は、開催予定回数も少なく、期間も非常に短期であり、2019（平成 31）年 4 月に官民連携出資会社での事業開始ありきで進めようとしているもので、市民に対し納得のいく説明もなされていません。

また、ガス自由化は市場化競争を招き、大企業へのビジネスチャンスの拡大につながり、安全・安心や地元雇用確保の面からも不安が残ることからも、市民の求めるガス事業は公設公営で続けるべきであり、ガス事業の新たな運営手法の調査、審議を目的とする在り方検討委員会の設置には反対します。

### ◆議案第 34 号について

新ごみ処理施設の整備について、公設民営の DBO 方式（資金調達は公が負担し、設計・建設、運営は民間に委託する）により事業費が圧縮・軽減されると言うものの、民間企業である以上、効率性・経済性が優先され、市民の安全・安心が「二の次」になってしまわないか危惧いたします。

いっそう厳密な事業モニタリングが必要であると考えますが、市がどこまでチェックできるのか不透明であること。また、地元貢献を掲げているものの雇用も含め、どこまで果たされるのかは「期待」するしかないこと。サーマルリサイクル（焼却炉の熱を利用して発電などを行う）で、いっそうのごみ減量を追求できるのかも疑問であることから反対いたします。